

鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ推進委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、情報セキュリティ推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
- (2) 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
- (3) 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援
- (4) その他情報セキュリティの推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長特別補佐(情報セキュリティ推進責任者)
- (2) 副校長(教務主事)
- (3) 校長補佐
- (4) 校長特別補佐
- (5) 類長
- (6) リベラルアーツ系長
- (7) 総務課長及び学生課長
- (8) 技術長
- (9) その他校長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長特別補佐(情報セキュリティ推進責任者)をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。